

教保体第297号
令和2年6月4日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

熱中症事故の防止について（依頼）

標記について、令和2年5月27日付け2教参学第1号で、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長、文部科学省初等中等教育局教育課程課長から別添（写）のとおり依頼がありました。

つきましては、通知の内容を確認、参照の上、今年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、特に下記事項に留意し、熱中症事故を未然に防ぐために、再度指導の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校等に周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業の影響により、学校再開直後から暑くなり始める時期を迎える学校もあることに加え、児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したり、夏季休業中に登校日を設けたりすることも考えられるが、各学校に当たっては、気象状況等や学校施設（普通教室、特別教室、体育館等）における空調設備の有無に合わせた活動内容の設定等にも留意し、児童生徒等の健康確保に十分配慮すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、基本的には通常マスクを着用することが望ましいと考えます。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう御対応ください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をすること。

担 当：健康教育・学校安全担当 鎌田 聖治
電 話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp